

議案第六〇號

財産正財産処分について

左記の通り財産処分をなすものとする

記

一 財産の所在地 三朝町大字三徳字大瀬丸頭一三八

一 面積 八町歩

一 処分の内容 杉 三五歩 六〇〇石 四五年生

ス 雑 七町七五歩 一五〇石 三〇年生

一 処分の目的 杉の売却費をもつて造林費を造成せんとす

雑木は昭和三十二年度より三十四年計画より伐採
し跡地に人工植栽をなさんとす

昭和十五年九月二十九日提出

三朝町長

昭和廿貳年九月卅日 日議決

三朝町議會議長

坂出雅

天野廉

原案可決

